平成２３年（フ）第１１７６号
北海道石狩市花川北７条３丁目58番地　リバーサイドＴＹ105号
債務者　山田　晃人
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２５４号
札幌市豊平区月寒東３条９丁目３番２号　信和ハウス201号
債務者　会田　久子（旧姓會田）
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２６０号
札幌市東区北23条東15丁目５番13―105号
債務者　江良　　廣
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４号
北海道網走市緑町２番３―11号　グリーンタウンリバーサイド
債務者　浅見　和美
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２３年（フ）第２８号
山形県酒田市駅東１丁目５－５、住民票上の住所山形県酒田市上安町２丁目20番地の１
債務者　高橋　弘哉
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２３年（フ）第２９号
山形県酒田市駅東１丁目５－５、住民票上の住所山形県酒田市上安町２丁目20番地の１
債務者　高橋　美和
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２３年（フ）第１０４号
群馬県高崎市八千代町４丁目５番２号　ネートアベニールＡ201号
債務者　大津　　仁
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第１６４号
群馬県高崎市井野町1282番地１　ビューラー井野Ｂ101号
債務者　吉田　香織
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第１７４号
群馬県高崎市下小鳥町294番地15
債務者　金本美代子
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第３００号
埼玉県鶴ヶ島市大字藤金167番地１
債務者　蜂巣　正廣
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第３０１号
埼玉県狭山市柏原3083番地の２　ベルナティオⅡ―101
債務者　蜂巣　広道
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第３２６号
埼玉県所沢市けやき台２丁目５番地の１　グランドールヤマト103
債務者　西小野ゆかり
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１９９号
埼玉県比企郡滑川町大字月輪1100番地10
債務者　二宮由美子
1　決定年月日時　平成23年６月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第２３０号
埼玉県本庄市見福１丁目18番２号
債務者　高柳真由美
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第７９号
岐阜県多治見市大薮町1634番地の19
債務者　西端　昭男
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第２７号
京都府福知山市三和町上川合581番地の１　澤田方
債務者　田中秀子こと　崔　　秀子
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２３年（フ）第３３８号
堺市北区百舌鳥梅町３丁24番地１　寿マンション１号館205号
債務者　山下　文利
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係